

公益財団法人 日本フィランソロピック財団

2025 年度「音成和子育英基金」募集要項

応募締切：2025 年 5 月 18 日（日）まで

1. 趣旨・目的

「音成和子育英基金」は、寄附者のふるさとである鹿児島県への深い愛情と恩返しのおもいにより設立された大学生向け給付型奨学金です。鹿児島にゆかりのある学生が経済的な理由で進学や学業の継続を諦めることなく、安心して学業に専念できる環境を提供することを目的としています。

奨学生が、ふるさとに誇りを持ち、日本が幸せでより良い国になるよう社会に貢献できる人材に育ってくれることを願って設立されました。

2. 奨学金概要

- (1) 対象：鹿児島にゆかりがあり、2025 年 4 月に日本国内の大学に在籍する大学 1 年生
- (2) 給付年額：100 万円（4 年間の総額 400 万円）
- (3) 募集人数：2 名
- (4) 給付対象期間：2025 年 4 月～2029 年 3 月（最短修業年限）
- (5) 奨学金の種類：給付型奨学金（返還不要）
- (6) 給付方法：初年度は年額を 9 月に給付。二年度以降は年額を 2 回に分けて給付。6 月 10 日に上期分（4～9 月）、12 月 10 日に下期（10～3 月）を本人名義の金融機関口座へ振込
 - ※ 給付日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に給付
 - ※ 日本学生支援機構を含む他の奨学金や学費減免制度との併用可

3. 応募資格

以下のいずれの項目にも該当する者

- ・ 2025 年 4 月に日本国内の大学に入学し、応募時点で在籍する大学 1 年生
 - ※ 4 年制の学部・学科生に限る。夜間部生、通信教育課程生、留学生を除く
- ・ ひとり親世帯または父母ともにいない世帯であり、経済的に困難な者
- ・ 世帯年収 300 万円未満の者
- ・ 日本国籍の者
- ・ 鹿児島県内に本人または親が居住している者
- ・ 高校時の平均評定が 3.5 以上（全履修科目）の者
- ・ 「奨学生の義務と留意事項」に同意できる者

4. 応募方法と必要書類

【応募方法】

奨学金サイト「ガクシー」に会員登録のうえ、応募フォームより必要事項を入力、書類の登録を行ってください。

【必要書類】

- ① 願書（応募フォームより入力）
- ② エッセイ（応募フォームより入力）

【エッセイのテーマ】

「鹿児島の若者がふるさとに誇りを持つためにはどのような仕組みが必要か、またあなたがそれに貢献できるなら何ができるのか」（1200字程度）

- ③ 顔写真
- ④ 大学の在学証明書
- ⑤ 高校の成績証明書
- ⑥ 住民票の写し

※本人を含む同一生計の世帯全員（単身赴任や別居の場合も同一生計の場合は全員分お出しください）

※発行日から3ヶ月以内・続柄記載あり・本籍地及び個人番号は省略

- ⑦ 住民税課税所得の通知書・証明書（父母等扶養者の所得証明書）

※応募者が独立生計（生計維持者）の場合は、応募者自身の通知書・証明書。

※前歴年（1月から12月まで）の総所得を証明するもの。「源泉徴収票」「確定申告（控）」は不可

※収入がない場合は「非課税証明書」、生活保護受給中の場合は「生活保護決定通知書」

5. 選考方法

第一次選考は書類審査、第二次選考は面接（オンライン）を行います

6. 募集スケジュール

応募受付開始	: 2025年4月1日（火）
応募受付締切	: 2025年5月18日（日）
一次選考結果通知	: 2025年6月17日（火）（予定）
二次選考（面接）	: 2025年7月上旬（予定）
最終結果通知	: 2025年7月下旬（予定）
授与式	: 2025年9月上旬（鹿児島県内にて開催予定）
奨学金給付	: 2025年9月中（予定）

7. 内定後の提出書類

- ✓ 奨学金給付申請書 兼 誓約書

8. 奨学生としての活動

- ・奨学生に採用された方は、授与式にご出席ください。
- ・毎年度の給付前に、生活状況などをご報告いただきます。
※詳細は、「奨学生の義務と留意事項」をご確認ください。

9. 問い合わせ先

メールでお問い合わせください

メールアドレス : info@np-foundation.or.jp

メール件名 : 「音成和子育て英基金について」

締切日時 : 2025年5月16日(金) 午前9:00まで

※回答まで数日を要する場合があります。

[別紙]

奨学生の義務と留意事項

1. 義務

- (1) 奨学生は毎年度、成績証明書・在学証明書・生活状況報告書を期日までに提出していただきます。
- (2) 奨学生は、次のいずれかに該当する場合は、ただちに当財団事務局へ届け出てください。
 - ① 留年・休学・復学・海外留学・転部・転学または退学するとき
 - ② 停学その他の処分を受けたとき
 - ③ 財団に登録した情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等)に変更があったとき
- (3) 他の奨学金や大学授業費免除などとの併用は可能です。ただし、ご利用になる場合は、事前に制度名と金額を当財団事務局へお知らせください。

2. 留意事項

- (1) 奨学金の休止
当財団は、次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止します。
 - ① 上記に定める義務を果たさなかったとき
 - ② 奨学生が休学または長期にわたって欠席したとき
- (2) 奨学金の復活
奨学金の給付を休止された者が、その事由が止んで当財団に願い出たときは、奨学金の給付を復活することがあります。

(3) 奨学金の廃止

奨学金の継続については、1年毎に見直しを行い、著しい成績不良や奨学生としてふさわしくない生活態度等が見受けられた場合は、給付を終了する場合があります。奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当財団は、奨学金の給付を廃止し、奨学生としての受給資格を失います。

- ① 在学する大学で処分を受け学籍を失ったとき
- ② 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したとき
- ③ 傷い傷病などのために成業の見込がなくなったとき
- ④ 学業成績または操行が不良となったとき
- ⑤ 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- ⑥ 虚偽の報告が認められたとき
- ⑦ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき

(4) 奨学金の辞退

奨学生は、いつでも当財団に奨学金の辞退を申し出ることができます。

(5) 奨学金の返還

2-(3)⑥の事由によって廃止した場合は、奨学金の返還を求める場合があります。

以上